



旬刊 労働 毎月一回一日一五日発行 定例一ヶ月三十五圓 廣告一ヶ月三十五圓 印刷所 木村安次

勞組ゼネスト對政府の態度

何れが是か非か 客觀的批判

日本國民は戰時中長閉な生寄り、協議の結果代表を... 活を黙々として續けて居つる政府へ懇願する所と... だが終戦後は明るい生活を...

し居るが之を客觀的に視て... 政府と勞組何れが是か非か... 何を以て諸君を驅りたてん...

社説 勤勞者と日本再建運動

我々日本國民は民主革命と... 産業復興を決定して立ち上... 凡ゆる苦難と闘つてゐる...

公選 平市長は誰か

御承知の様に追放後の初め... 平市長公選も追々迫つ... 居るがさてどんな人を迎...

時局の轉換 恐るべき 時代は民聲の孕に連れて

支那事變の以前は政府は勿... 論全國民は口を開けば非常... 時と申し非常時の聲は何事...

政府の物價引上げは

闇物價に飛び火

先に政府は諸物價の引上げを困難に引き込むに等し
を行なつてより闇物價も之を以て見て今日政府
に順じ四割方の値上となり先行ふ經濟政策にゼネスト
魚類の如きは一躍四割の關の先導であり又殺人政策で
値上げとなり他の諸物價もあると云いよう

黄金時代の轉換

第一位を争ふ

戦争時代は軍部御用業とし
て黄金の浪は鐵工業者を代
表的第一位となし居つたが
亦最近汽車貨の値上を幸
新聞にて發表されたるを幸
に茨城地方より買出す闇屋
の甘藷一貫七十八圓を一
躍三十圓となり、青森山形
仙台地方より買出す闇米の
如きは一升七十圓と飛び上
り一般消費者は困る生活に
先き達ち闇物價の飛び上り
に今は死活的な生活状態に在
り斯の如き闇物價の値上り
は政府が諸物價や汽車貨の
値上げより起るものとすれ
ば政府は國民の生活安定を
圖る策なく却つて苦しみに
落ち入れるものであるま
いか是れでは物價暴騰に依
る生活困からゼネストを起
す労働者を救ふどころか入
りの都合にも依るだらう

飯米配給の圓滑化

一般受配者は

闇米買止め

最近何れの食糧營團に於て
も飯米配給を圓滑となり荷
が年賀状の一通も局の前途
らないと云ふ事だか此意味
が期定配給日より寧二日も
早く配給したり亦十日間分
づの配給規定を破つて十日
五日間分と云ふ大量の配給
行ひ居るので受配家は悦び
居るは勿論や米買ひ一時か
手止めの状態にあり此分
完遂するにせよ各家庭の
濟は甚大であるばかりでな
く一般消費者は主食難より
全く解放さる事となつた

内郷町前町長の 舊患眞疑の内調

石城郡内郷町前町長根本貞
次氏は町長在職中防空用資
材で自家を建築した外に配
給軍服の横流し町營自給糧
利用等の諸事實を青年連盟
で摘發し先月廿五日口外す
るごころとなり依て町當局
は山口四倉永久保が藤木外
五名の町議を擧げて眞相究
明委員として調査中

國民も元日の 挨拶を忘れたか

國民も元日の挨拶を忘れた
か然かも昭和二十二年は新
憲法の公布もあり全く平和
の基準も確立されたいと有
る元日であると思ふが近頃
が年賀状の一通も局の前途
らないと云ふ事だか此意味

商品の雲がくれ

近頃姿を見せぬ化粧品

先きに平地方の各商店に於
ては夕刻迄山と積んだ塵紙
も朝となつて姿をかくし何
れも朝となつて姿をかくし
の商店にも見る事できず
塵紙下さいと入ると品切れ
ですとてかくし居つたが一
東十圓の紙を十六圓と値上
げして一済に客店へ姿を現
して賣りはしめたが今度は
化粧品の一済は何れの商店
に於ても雲がくれしたよう
だが何倍位の値上がりにな
つたら姿を現すか先ず近
くに於ても雲がくれしたよう

新設
石川洋服店
平市銀座通り
電話九五八番

安田銀行
平支店
平市二丁目
電話八一〇番

七十七銀行
平支店
平市四丁目
電話二二一

常陽銀行
平支店
平市二丁目
電話三〇番

新設電話一〇〇八番
食料品
卸問屋
三國屋
高野正男商店
平市南町十七番地

マルサの店
集會に適ひ 氣分に添ふ
電話二二一

平地區民電力 協議會結成式舉行す

過般來電産争議の一項目的
要求たる電氣事業の民主化
が今日民主電力協議會が實
行に移されたのである。去
る十二月九日午後一時半俱
樂部内に平地區、植田地區
小名濱地區、四倉地區各委
員參集各委員にて議長を舉
げ議事に入り平市を中心
に電力使用者及一般家庭需
者一丸として發生せる民主
々義なる會であり、本會の
名稱を決定
第一條本會は平地區民主電
力協議會と稱し事務所を
平市東北配電平營業所内
に置く
第二條本會は産業再建の爲
め電力危機に民主的な大
衆の協力に依つて突破す
ると共に一般大衆の福祉
向上の爲めに電氣事業の
運営が行はれる様全國
各地一般大衆による電氣
事業の民主協議會機關の
實現並に運営を計るを目
的とする
第三條本會は第二條の目的
達成の爲め左の事業を行
ふ
一、一般大衆の意志に依
る電力消費規正を實施す
る一般大衆運動の展開
二、一般大衆の福祉の向
上を目的とした電力消費
規正基準法の調査
三、電氣事業の民主化を
一般大衆の輿論に推進せ
しむる宣傳
四、一般大衆の福祉の向
上を目的とした電力の配
分、開發、計畫、料金利
益金處分に關する調査並
に提案
五、其他本會目的達成の
爲め
第四條本會は平電業所管内
工場礦山らう働組合、農
民組合、製塩組合、漁民
組合、文化団体、中小工
業組合、新聞社、製糖器
隣組の代表者等並に電氣
事業のらう資代表者を以
て組織す
第五條本會の會議は總會委
員會專門、分科會の三種
とし委員長之を招集す
第六條總會は毎年二回以上

開催す
第七條委員會は委員を以て
構成し總會にて委任を受
けたる事項を處理す
第八條專門分科會は電氣事
業經濟者電産らう働組合
員中より若干名委嘱し分
科事項につき委員會の諮
問に對し答辨せしむ、當
分の間電力消費規正分科
會、電力配分生産分科會
電氣事業分科會を置く
第九條本會に左の役員を置
く
委員長一名 副委員長二
名 委員十名 常任委員
一名 監事二名 役員
任期は二年とする但し再
選を妨げない、補缺役員
の任期は前任者の殘存期
間とする
第十條委員長は本會を代
表し會務を統轄す、委員
長副委員長は委員の互選
に依り定む
第十一條委員は委員長を補
佐し委員長事故あるとき
は副委員長其の職務を代
理す、委員は總會に於て
會員中より之を選挙す
第十二條本會の經費は會員
の負擔とす、委員長平佐
藤三平、副委員長植田小
澤榮太郎、副委員長四倉
菊池高位、常任委員東北配
電平安田久藏、委員平高
木喬、田邊製作所、大阪
造船所、矢野炭礦、湯本
品川白煉瓦、小名濱鈴木
傳平、四倉馬上豊、植田
外一名、監事平岸澤政資
小名濱他一名
昭和三十二年十二月十二
日大浦村國民學校講堂に於て
我が社主催の海外引揚救濟
資金募集映畫上映、入場費
上高合計千圓也
興行支拂壹千六百圓也
外雜支拂五百貳拾五圓也
引揚援護資金寄附七百七拾
五圓也
大浦國民學校寄附壹百圓也
右之通り
平市大町八番地
勤勞タイムス社
トラツク火元で
トラツク焼く
去る一月十七日午前零時四
十分頃小名濱町中町石城自
動車會社社長渡邊長三郎氏
第二倉庫から發火住家三棟
非住家一棟トラツク六台を
全焼非住家一棟を半焼した
損害約七千萬圓原因はガス
發生爐過熱

平市大町
永山洗濯舗
舖主 永山眞彦
電話六〇六番

和洋帳簿
紙製品
小間紙
文具
事務用品
尾張屋商店
福島縣平市五丁目
電話九四七番

リツクサツク
暗カ、幕
諸カ、パン
附屬品揃つて大勉強
敷島テント店
平市六丁目

新しい御食事と喫茶
氣分の良い別室で
新扇屋
平市大町一番地
電話八四五番

泌尿器科 消化器科
呼吸器科 皮膚科
松村醫院
福島縣平市白銀町
電話一〇七番

平市大町
産婆萩野マサ
電話七八六番